



【立正佼成会一食平和基金助成事業】
認定NPO法人制度実態調査報告会 & セミナー

認定NPO法人制度の運用実態調査 アンケート結果報告

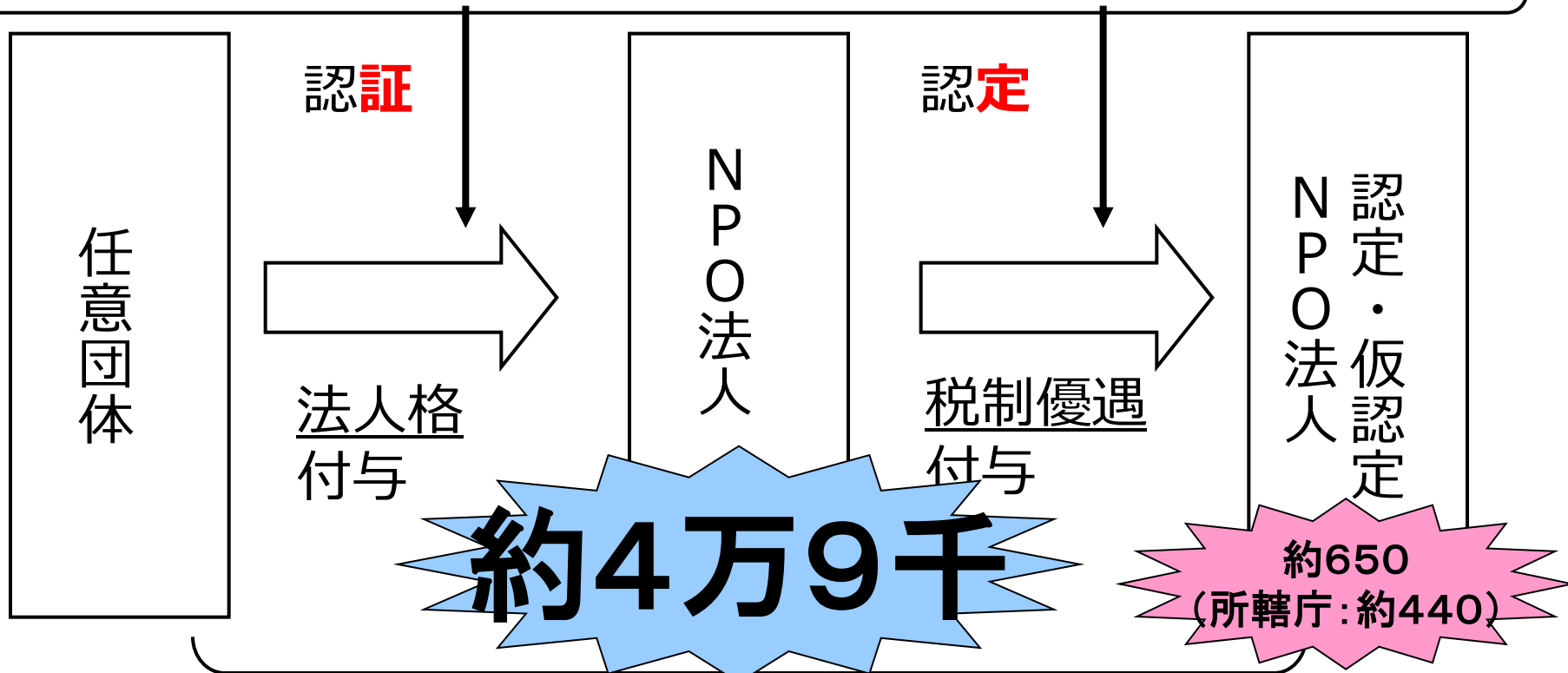
2014年7月3日

NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

常務理事 関口宏聡

認定NPO法人制度の概要

所轄庁：都道府県・政令市（67所轄庁）※自治事務



【認定基準・義務・罰則等】

国：NPO法施行令・規則／所轄庁：施行条例・規則

【税制優遇内容】

租税特別措置法（租特法）等

認定NPO法人となるまでの流れ(都)

対策

- セミナーや書籍等での認定基準等の学習
- 認定申請に向けた団体としての意思決定(理事会・総会等)
- 満たしていない基準の改善・規程等の整備を進める

申請

- 2事業年度分実績を貯めて認定申請書類を作成
- TVACでの認定相談&都庁への事前相談を推奨
- 「寄付者名簿」の作成や「納税証明書」の取得がカギ

審査

- 【書面審査】申請書類&事業報告書等をベースに審査
- 【実地調査】事務所に担当官3名来訪しての調査(丸1日)
- 基準抵触があれば、「取り下げ」が勧められる

認定

- 通常、申請から半年程度で認定・仮認定へ
- 認定日から優遇税制適用&都庁・内閣府等で広報
- 必要に応じて法人名称変更「認定～、仮認定～」も

調査の背景・目的・方法

- 2012年の改正NPO法施行から2年が経ち、所轄庁による認定・仮認定も400法人を突破して、順調に増加中
- 数的増加に加え、地域的普及(空白県は福井県のみ)、分野的普及(各分野での取得)も進んでいる
- 一方で、自治事務であることもあり、所轄庁によって審査などの制度運用に差が出てきているとの指摘・感触
- 改正NPO法施行後、制度運用についての全国調査は未実施
- そこで、①制度の運用実態を把握し、多くのNPO法人がよりスムーズに認定取得できるようにすること、②2015年3月日途のNPO法再改正も視野に、制度改善が必要な点を調査すること、を主な目的として、今回の調査を実施
- 2014年5月、全国の全67所轄庁にメールでアンケートへの協力を依頼、7月までに全所轄庁が回答(回収率100%)
※調査時点で申請が無く、審査実績が0の所轄庁もあった

調査前の予測・仮説と結果

	予測・仮説	結果
人員体制	十分とは言えず、認証との兼任が多いのでは？	認定専任職員がいるのは10のみ、他は兼任で数名程度。
審査期間	審査期間が長期化しているところが多いのでは？	平均審査期間では、約8割が受理から6ヶ月以内で処分決定していた。国税庁と同様。
標準処理期間	ほとんどのところが設定していないのでは？	約5割が「6ヶ月」と設定しており、なかには4ヶ月のところも。しかし、残り半分は未設定。
実地検査日数	バラツキが大きいのでは？	半日～4日までバラツキがあり、多くは2日以内で実施
判定困難・煩雑な基準	PSTや共益、会計体制、特別利益供与、法令違反等の判定が難しいのでは？	ほぼ予測通り
抵触基準	PST以外の会計や役員基準、事業報告書、法令違反が多いのでは？	ほぼ予測通り

問1. 貴所轄庁における、これまでの認定NPO法人等(仮認定含む)の申請件数・認定件数等についてお尋ねします。

		累計(件)	平均(件)
① 施行からこの3月末までの相談件数は累計何件ですか。		3020	94.38
② 施行からこの3月末までの申請件数は累計何件ですか。	㊦認定	493	14.72
	㊧仮認定	276	8.24
③ 施行からこの3月末までの認定件数は累計何件ですか。	㊦認定	271	8.09
	㊧仮認定	142	4.24
④ 施行からこの3月末までの不認定件数は累計何件ですか。	㊦認定	5	0.15
	㊧仮認定	2	0.06
⑤ 施行からこの3月末までの取り消し件数は累計何件ですか。	㊦認定	3	0.09
	㊧仮認定	1	0.03
⑥ ③の㊦の認定件数のうち仮認定から認定になった件数は何件ですか。		11	0.34

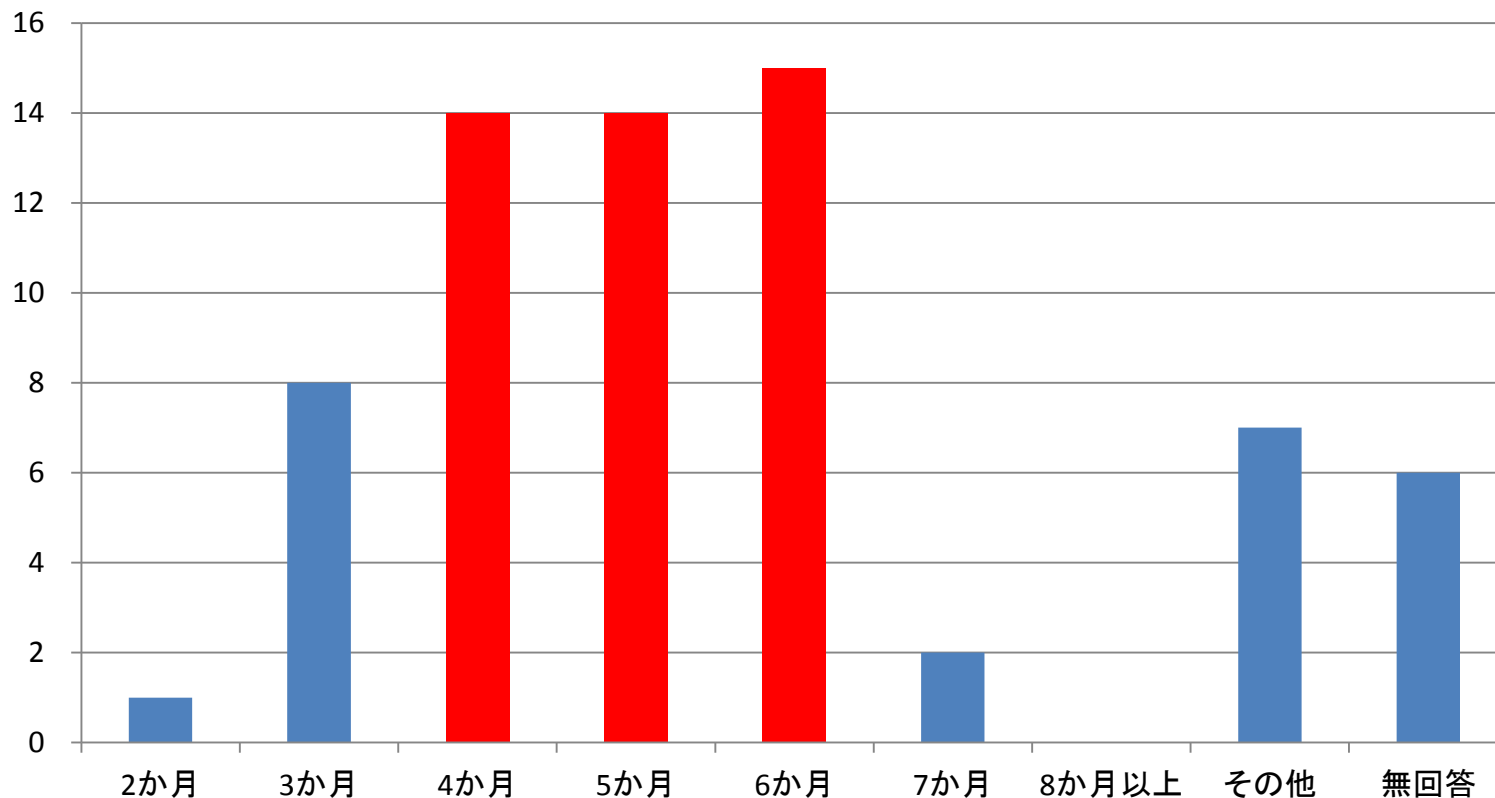
問2. 貴所轄庁で認定審査事務に当たる人員体制は、専任、兼任それぞれ何人ですか。
(予定可)

	平成25年度	平成26年度
認定事務の専任(平均人数)	0.34人	0.26人
他の事務との兼任(平均人数)	2.48人	2.54人

・専任職員がいるのは67所轄庁のうち10のみ。ほとんどの所轄庁担当者は他の事務との兼任で認定事務を行っている。

・認定・仮認定申請件数が他に比べて271件と飛び抜けて多い東京都は専任職員が8名。他県の専任職員は1～5名。

問3. これまで、受理から認定の決定にかかった平均月数はおよそ何か月ですか。

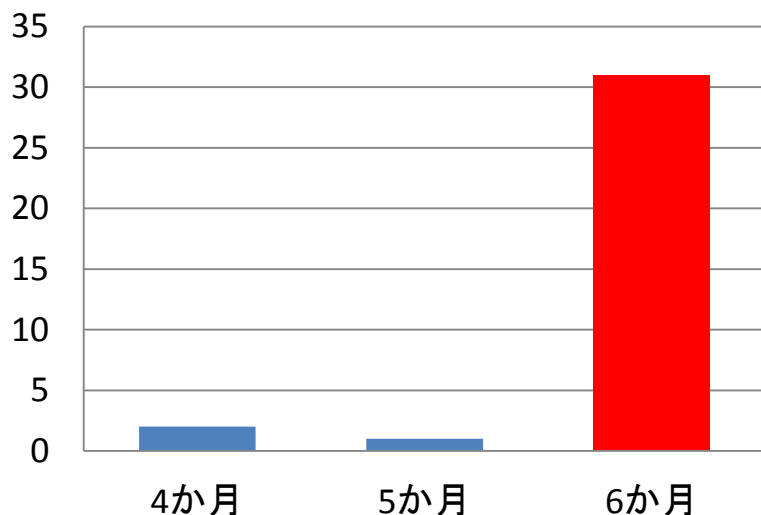


- ・平均4.74ヶ月。78%の所轄庁が6ヶ月以下で決定している。
- ・[その他]は、個々のケースで異なる場合や、実績の無い場合。

問4. 認定にかかる期間として、標準処理期間を設定していますか。

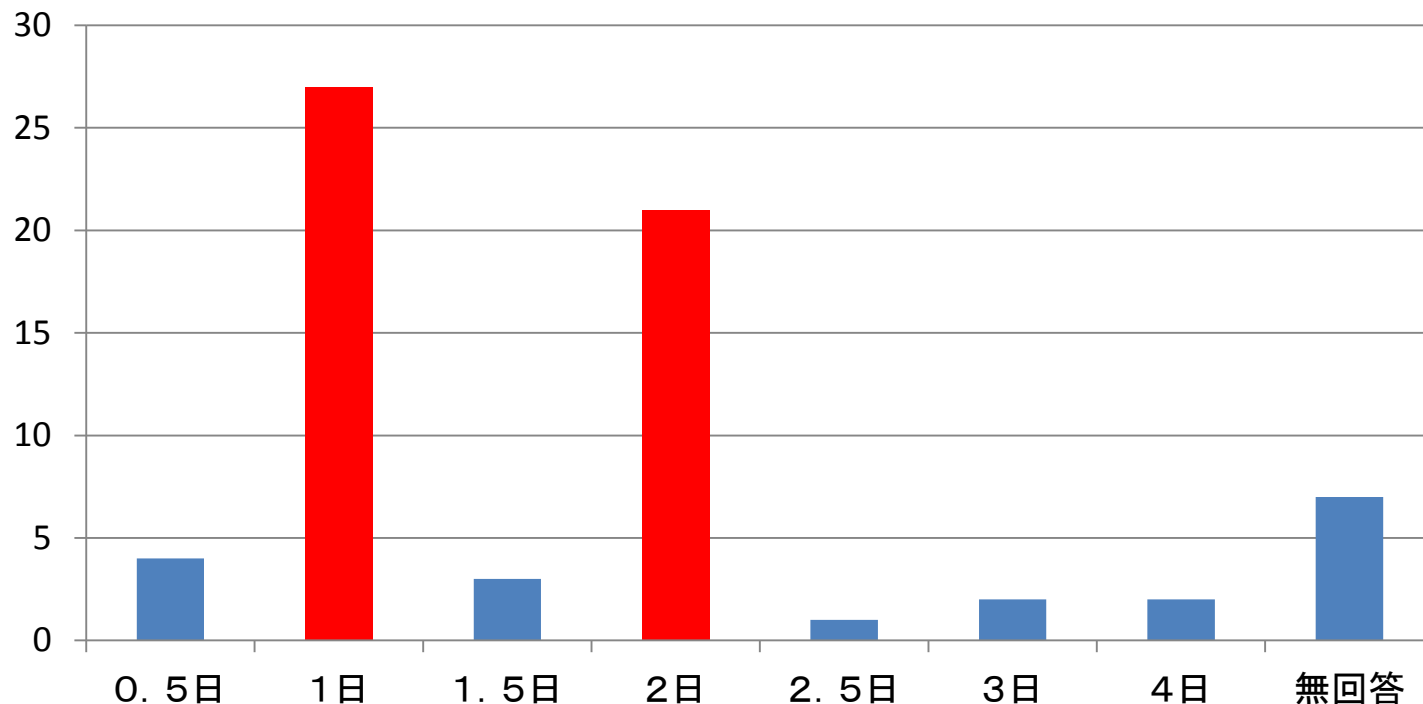
	所轄庁数
標準処理期間を設定している	34
標準処理期間を設定していない	29
その他	4

設定している場合の処理期間



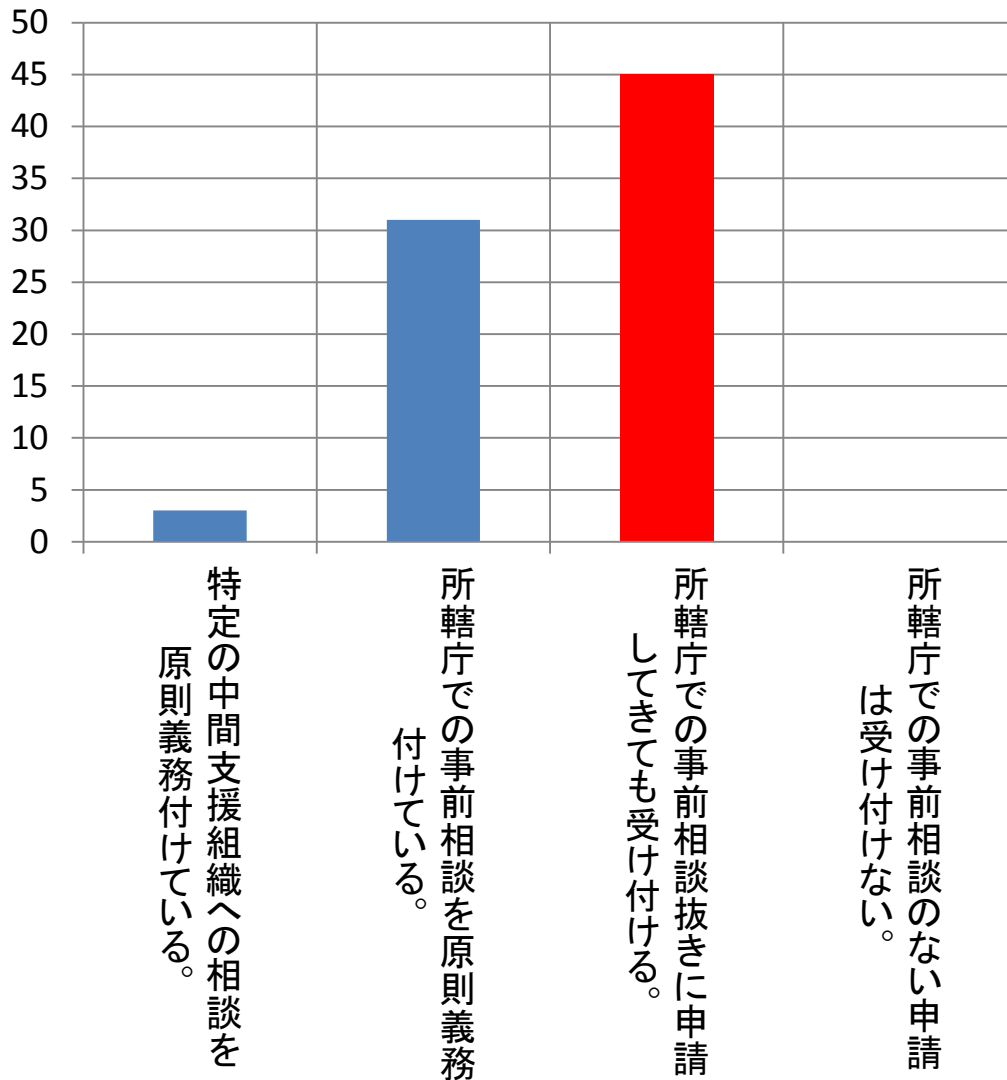
- 過半数の所轄庁が標準処理期間を設定しており、そのうちの91%が6ヶ月としている。

問5. 認定審査において実地検査は原則何日していますか。



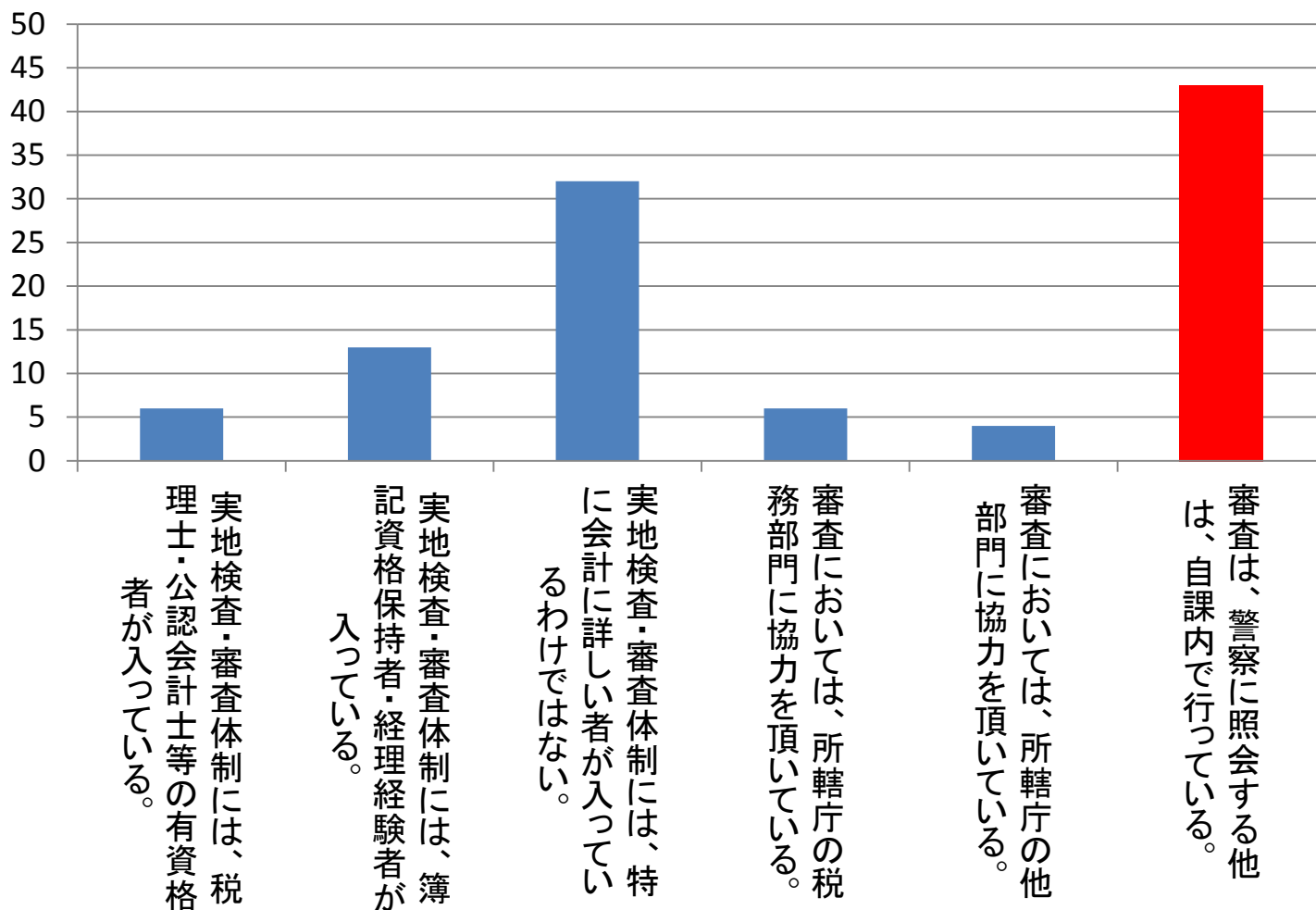
- 平均1.53日間
- 84%の所轄庁が1日または2日だが、実績平均4日の県もあり、所轄庁によって検査内容の強弱に差がある。

問6. 認定の事前相談において下記のことをしていますか。(複数回答可)



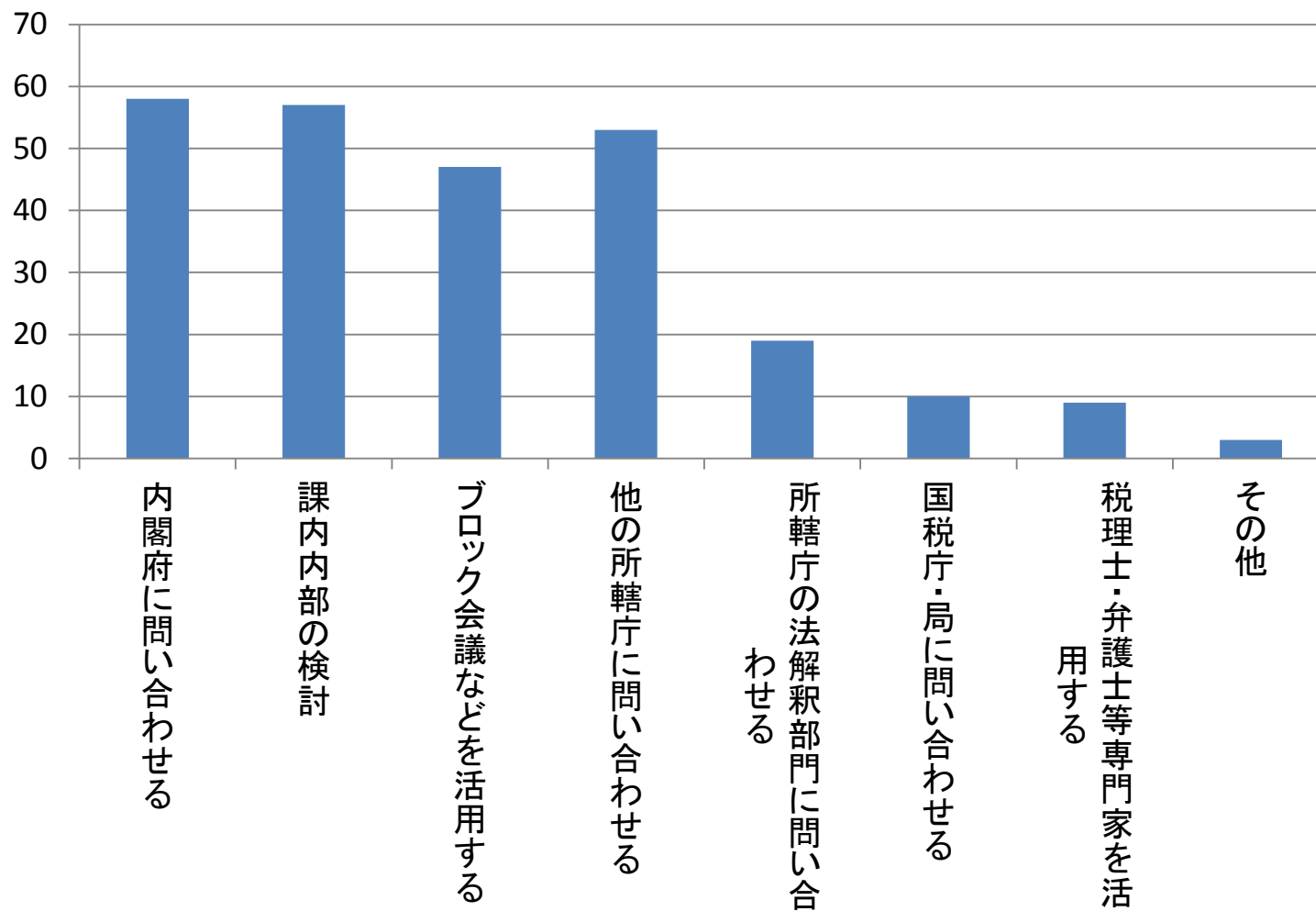
・64%の所轄庁が事前相談抜きでの申請を受け付けているが、「事前相談を推奨する」とのコメントも数県あり。

問7. 認定の審査において下記のことをしていますか。(複数回答)

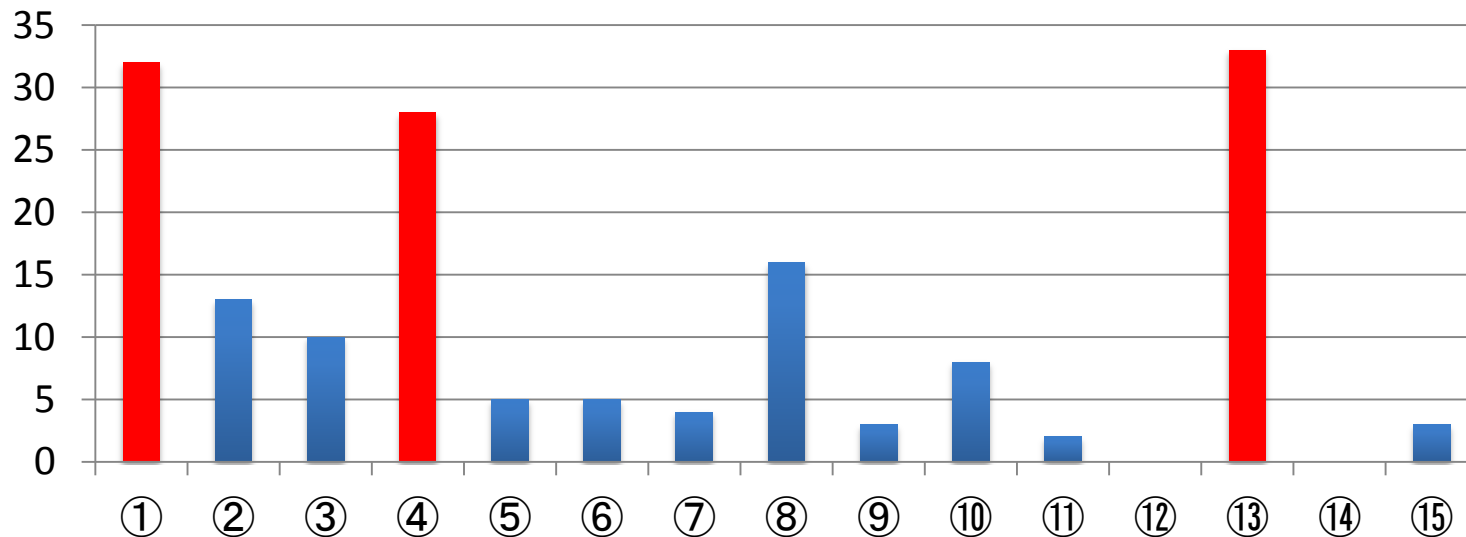


約半数の所轄庁では会計専門家(または経験者)がいない中、基本的に自課内で検査・審査を行っている。

問8. 認定制度の運用に係る疑問や不明な点はどうやって解消を図っていますか。
(複数回答)



問9. 審査において苦勞している点、判別が難しい基準はどこですか。(複数回答)



- ①PST(パブリック・サポート・テスト)基準
- ②公益活動が総事業費の50%未満であることという基準
- ③役員の3分の1基準
- ④青色申告法人と同等に取引を帳簿に記帳し、保存している基準
- ⑤使途不明金等を禁止している基準
- ⑥宗教・政治・政党・政治家への推薦・支持・反対を行っていないという基準
- ⑦営利・政治・宗教活動を行う者等に寄付を行っていないことという基準
- ⑧役員・社員等に特別の利益を与えていないことという基準
- ⑨特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上という基準
- ⑩寄付金のうち70%以上を特定非営利活動に充てることという基準
- ⑪情報公開が適切に行われていることという基準
- ⑫事業報告書提出等を所轄庁に提出していることという基準
- ⑬法令違反等がないことという基準
- ⑭設立の日から1年を超えていることという基準
- ⑮欠格事由に該当しないことという基準

【主な理由】

●PST基準

- ・寄附者名簿と領収書の確認が困難な場合がある。
- ・任意性があるか、対価性がないか等、寄付金扱いの判断が難しい。
- ・相対値基準の計算が複雑。

●共益活動50%未満

- ・共益的活動か否かの判断が難しい事例がある。

●役員・社員に特別の利益

- ・特別な利益の基準が法令で明確ではないため判断が困難。
- ・特殊関係にある者の把握が困難。

●寄付金70%基準

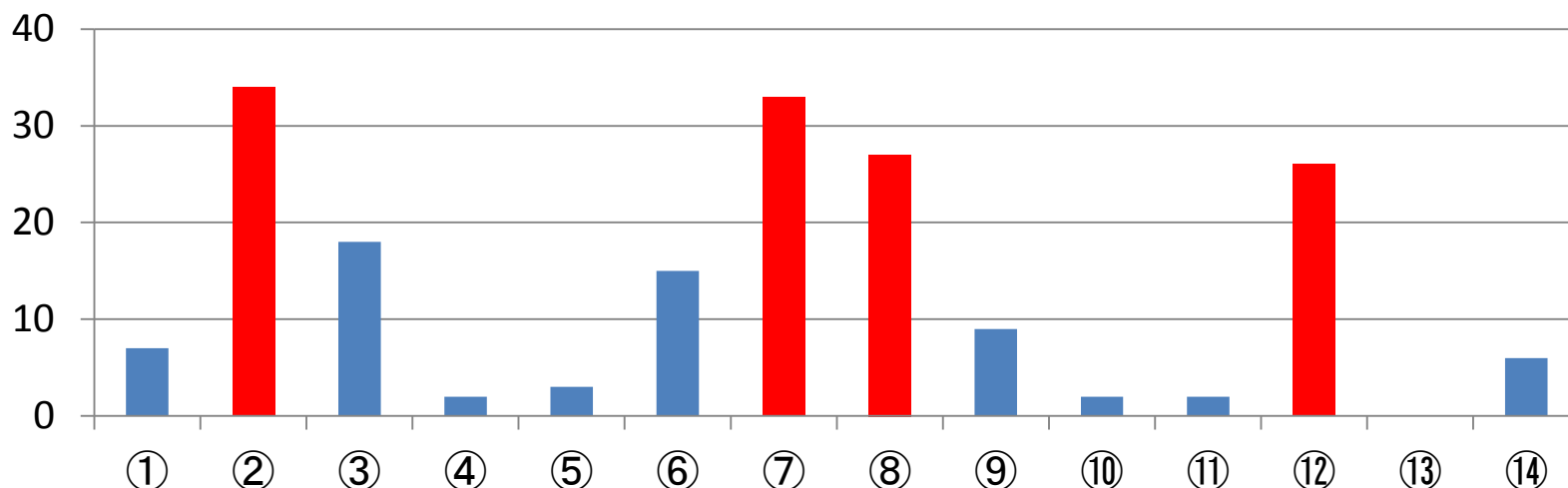
- ・寄附金の充当先について明確に確認できる根拠資料がないため判断が困難。

●法令違反

- ・法令の範囲が広く、判断基準が明確ではないため確認が困難。

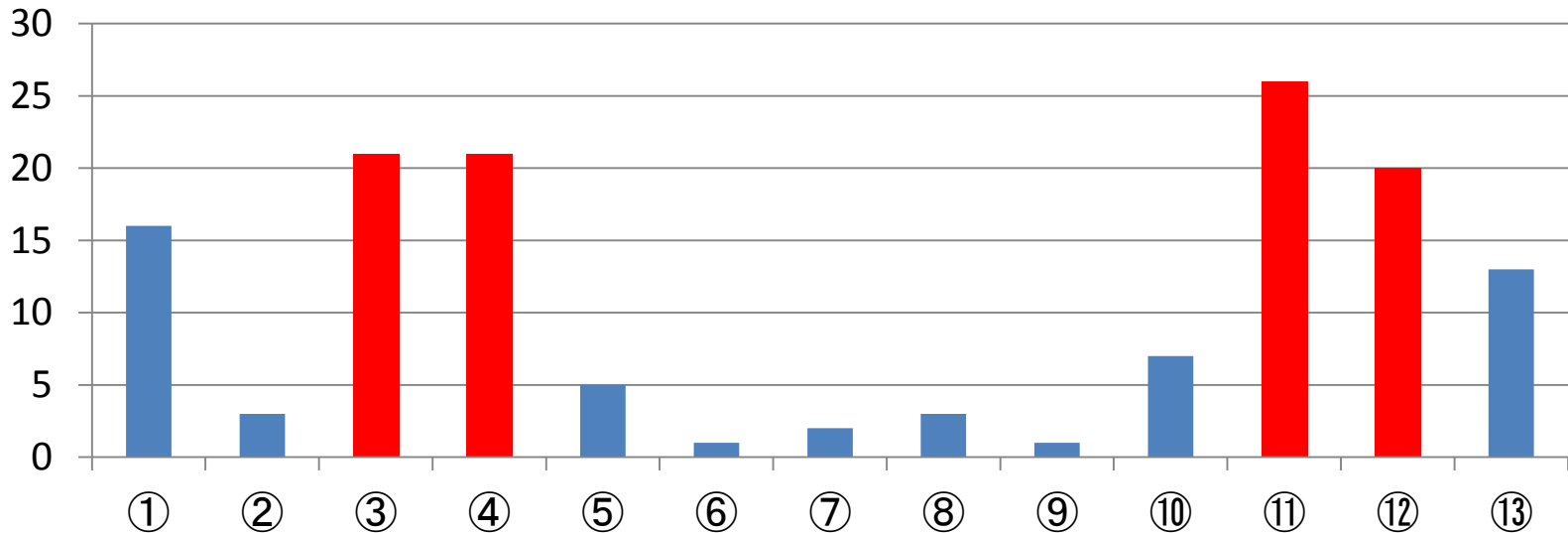
「寄附金の判定」「共益活動」「役員への利益供与」「法令違反」等、基準が明確ではないために判断が困難であること、また、会計証憑の確認作業に苦勞している様子が伺える。

問10. 認定審査で特に時間を取られる理由はどこですか。(3つチェック)



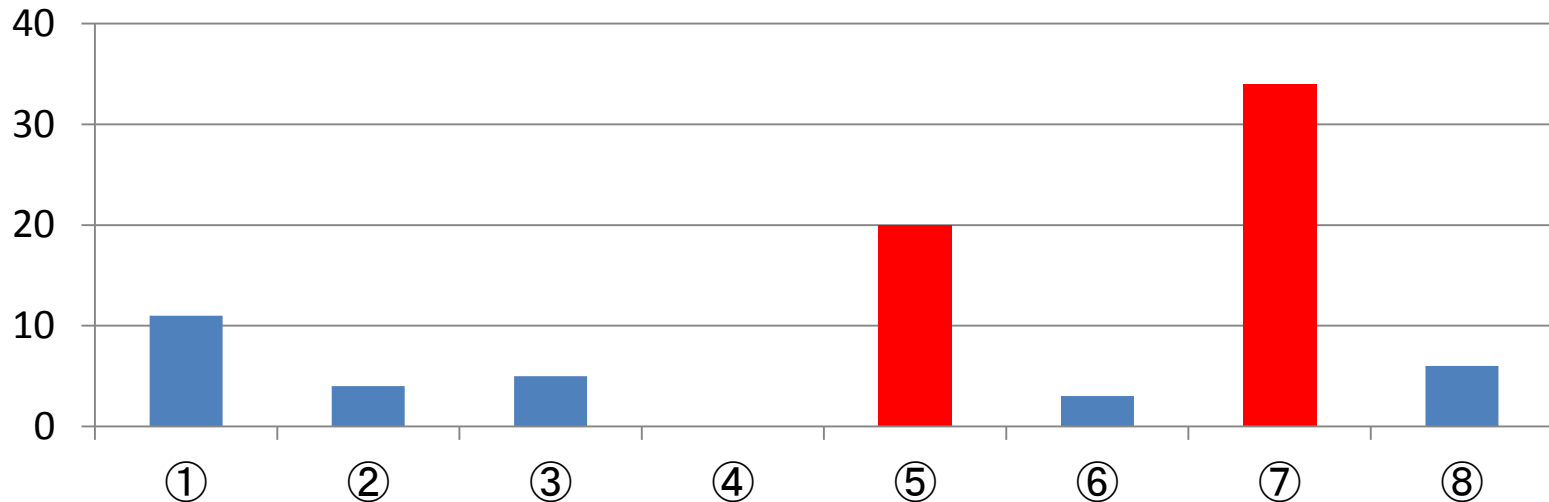
- ①団体の組織や活動内容(ホームページ等)の把握をするのに時間がかかる。
- ②PSTの計算において、寄付者名簿と寄付金の額を確認するのに時間がかかる。
- ③PSTの計算において、寄付金とされているものが、実態上も本当に寄付金かどうかを判断するのに時間がかかる。
- ④共益基準の検算で、会員向けの活動が正しく計上され、計算されているか確認するのに時間がかかる。
- ⑤役員の方の3分の1基準を満たしているか、役員の方の履歴を調査するのに時間がかかる。
- ⑥青色申告法人と同等の帳簿が付けられているのか確認するのに時間がかかる。
- ⑦帳簿を検算して、財務諸表が正しく作られているかの検算に時間がかかる。
- ⑧帳簿を検算して、申請書類の数字が正しく作られているかの検算に時間がかかる。
- ⑨役員の方の利益相反取引や不適正な取引・借入等がないか調査するのに時間がかかる。
- ⑩事業費の80%基準において、帳簿から事業費の額を検算するのに時間がかかる。
- ⑪寄附金の70%基準において、帳簿から寄付金が70%以上使われているかどうかの検算に時間がかかる。
- ⑫法令違反の事実がないか、確認するのに時間がかかる。
- ⑬役員が暴力団等に該当しないかどうか等の欠格事由を調べるのに時間がかかる。
- ⑭その他

問11. 申請前の事前相談時や申請後の取り下げ・不認定時の原因はどこですか。
(複数回答)



- ①寄付金としていたものが実態上寄付金ではないと判断し、PSTを通過しなくなった。
- ②PSTの計算を間違えていて、PSTをパスしなくなった。
- ③役員の3分の1基準を間違えていて、審査したら役員の3分の1規程を満たしていなかったことが判明した。
- ④複式簿記になっておらず、元帳等が適正に作られていなかった。
- ⑤帳簿を検査した結果、使途不明金があることが判明して、認定基準を満たさなくなった。
- ⑥特定の公職の候補者等を支持していることが判明して、認定基準を満たさなくなった。
- ⑦営利団体・個人事業主・宗教団体・政治団体に寄付をしていることが判明した。
- ⑧役員の利益相反取引や不適正な取引・借入等が明らかになって認定基準を満たしていないことが判明した。
- ⑨事業費の80%基準を満たしていないことが判明して、認定基準を満たさなくなった。
- ⑩寄付金の70%基準を満たしていないことが判明して、認定基準を満たさなくなった。
- ⑪事業報告書等の提出期限が守られていないことで認定基準を満たしていないことが判明した。
- ⑫法令違反の事実があることが判明して、認定基準を満たさなくなった。
- ⑬その他(具体的に)

問12. 認定NPO法人(仮認定NPO法人は除く)の監督(検査・報告・改善命令・取消)方針について、いかがお考えでしょうか。(複数回答)



- ①認定NPO法人に対しても行政の監督は抑制的で情報公開を主眼とすべき。
- ②認定NPO法人に対しては、行政は取消しも視野に積極的に監督していくべき。
- ③認定NPO法人に対しては、行政は、監督は積極的に行うべきだが、取消しには慎重であるべき。
- ④認定期間中(5年間)に、立ち入り検査を含めたチェックをしていく方針である。
- ⑤認定期間中(5年間)には、問題がなければ特別な監督はしない方針である。
- ⑥認定期間中(5年間)には、NPO法順守に関して監督を強化する方針である。
- ⑦未定・検討中
- ⑧その他

【その他】

- 監督については、市民による社会的監督を前提にするが、認定の信頼性を確保するため、必要に応じ行政による監督を実施すべき。
- 認定期間中は「問題」がなければ特別な監督はしない。但し、更新時に積極的監督が必要であると、現時点では考えている。

問13. 認定NPO法人制度において、法令や申請様式を改正した方がいいと思われる点と理由をお書きください。

【法令】

- ・認定申請に際して、法人の意思が確認できるもの(総会議事録等)を提出すべき。
(理由)認定取得はその後の法人運営に深く影響することであるため、法人としての意思決定とその確認が必要。
- ・認定取得後の所轄庁への提出書類が多く複雑な点。
(理由)情報公開や管理監督の必要性はあるが、法人の事務的負担が増え、認定を目指すNPO法人がメリットを感じにくくなる。
- ・仮認定NPO法人という名称
(理由)一般の方に「仮のNPO法人」という解釈をされる場合があり、仮認定取得に際しての阻害になっている点が見受けられる。
- ・仮認定の経過措置の延長
(理由)設立後5年以上を経過した法人から仮認定の問合せがある。経過措置の延長があるとNPO法人にとっても有益ではないか。
- ・設立1年以上経過の基準
公益法人制度における公益認定は、一般法人設立後すぐにでも申請ができるため、制度間で整合性が図れていない。
- ・役員の特定期間1/3以下要件
(理由)特定のグループの支配下にはないと考えられるケースもあるため、実質的な支配力を基に判断すべき。
- ・認定の更新時に、寄付者名簿等一部の書類が提出不要となっているが、新規の認定申請と同様の書類提出を求めたほうがよい。
(理由)認定基準をすべて満たしているかどうか確認するのが難しくなるため。

【様式】

「役員報酬規程等提出関係様式」 3件

- ・資産の譲渡等に関する事項について、特に介護系NPO法人等は、事業のほとんどが役務の提供にあたるサービスであり、全事業について料金等を表示させることにどれほどの意義があるのか分からない。
- ・取引内容に関する事項について、収益の生ずる取引に、寄附金や補助金を記載する必要があるか等、様式上不明確。
- ・社員や役員の親族の住所又は所在地を記載することは、情報公開や個人情報保護の観点から削除する方が望ましい。

「寄附者名簿」 1件

- ・寄附者についてチェックをするために、別途名寄せ、算入する寄附の仕訳など作業が必要になるので、手間を省ける書式にしてほしい。

第1表付表1(相対値基準)「受け入れた寄附金の明細表」 3件

- ・役員等からの寄附金の書き方が分かりづらく、20万円以下の寄附金を誤記入するケースが目立つ。
- ・基準限度超過額を超える寄附者の氏名、寄附金額、それ以外の者の寄附金の合計額が区分されていないため、算定方法がわかりにくい。

第3表初葉・付表1「役員の状況」 4件

- ・役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の状況の把握が困難。
- ・いつ時点の役員の状況を記載すべきかを明記した方が申請者の記載誤りを防げられる。
- ・役員の特殊の関係をチェックするための「現在の勤務先」等の記入欄があるとよい。

第4表付表1「役員等に対する報酬等の状況」 5件

- ・役員への給与の記載が漏れるケースが多い。「役員に対する給与、報酬の支給」等に名称を変更した方が分かりやすい。

第4表付表2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」 4件

- ・「資産の譲渡」「資産の貸付」「役務の提供」について、考え方が分かりづらいとの指摘が多い。
- ・各項目ごとに「法人から役員等に対するもの」と「役員から法人に対するもの」を分けて記載するとわかりやすい。

問14. 貴所轄庁において、認定申請を希望する団体に対するアドバイスがあればお書きください。

・認定取得後の認定制度の活用方法(ファンドレイジング等)についても、検討しておいた方がよいと思います。

・「事業報告書等を期限内に提出する」、「会計書類をきちんと作成する」など、法人としての基本的なことをおろそかにせず、きちんと取り組まれることがとても重要です。

・認定申請には、寄付金増等のメリットになる部分だけではないので、事務量や人件費の増等のデメリットになる部分もよく考え、事務局と理事会の認定申請取得の意思を統一してから申請をしていただきたい。

・認定の申請とは、認定取得を目指すのと同時に、法人の基盤について再度見つめ直して整える行為であると思う。税控除という具体的なメリットだけに囚われるのではなく、法人運営を自らで問い直し、法人として更なる飛躍をするためのステップとしても捉えていただきたい。

正確な会計処理や各種書類の保存・整理

運営の透明性

認定取得後のメリット・デメリットの検討

事前相談・相談窓口の活用

認定取得に対する組織内の意思統一

認定取得後のビジョン検討

問15. その他、NPO法人制度全般に対してご意見があれば自由にお書きください。

・設立の日から5年を経過した法人は仮認定を受けることができないこととなっているが、仮認定は認定へのステップアップと捉えて、可能にすると良いと考える。

・「協働」の担い手として、様々な施策へのご協力をお願いしたい。

・せっかく熱心に事業を実施していても、運営が不十分であると立ち行かなくなる恐れがある。市民が監督を行う趣旨で情報公開制度が設けられているものの、法人がNPO法や定款を理解し適切な運営を行うには、行政の助言も必要な場合もあると考えられるため、行政による指導の機会も織り込んだ制度になると良い。

・NPO法人は本来、市民の側を向いているはずだが、行政の方ばかり見ているNPO法人が多いと感じている。特に情報公開の部分で、市民に対しての情報公開という意識が非常に薄いのではないか。現場レベルで市民からの支持や信頼を受けて活躍するNPO法人が増えなければ、どんなに立派な制度を作っても現実的ではない。共助社会づくりのために、何が必要になるのか、今一度NPOの原点に立ち戻って考えていきたい。

・法人基盤の確立のためにも、今後とも認定NPO制度の推進していく必要があると考える。

・現在、法律に記載されている認定要件(認定の基準及び欠格要件)の適用については、それぞれの所轄庁において判断しているところであり、全国的にばらつきが出ていると考えられる。認定NPO法人については、全国一律の基準で認定されることが望ましいため、内閣府において、基礎的な判断基準を示していただきたい。

認定取得への示唆

【認定取得】

- 所轄庁も悩みながら、日々、審査をしており、法令と法人の
間で苦労も多い
- 認定基準のクリアでは、多くの法人が甘く見ている「PST以外の
基準」への抵触がやはり多いので、要注意&要対策
- 特に「事業報告書等の期限内提出」は厳守！
- 周知も進んできたが「役員の3分の1基準」も注意！
- スムーズな認定取得のためには、所轄庁が苦労・煩雑な基
準を確認しやすくすればよいので、日頃から適正手続きと根
拠書類・証憑の整備を進めておく
- 明確な規定がない基準は、法人側からの「主張」も大事
- 認定取得に関する組織意思決定をしっかりと行い、役職員や
会員で共有すると共にファンドレイジング計画も考えておこう

法改正等への示唆と今後の課題

【法改正等】

- 標準処理期間は半数に設定されているが、申請法人の予見可能性を高めるためにも法定化が必要
- 「仮認定の特例」延長や役員基準の緩和に賛同する所轄庁も
- 「法令違反」については何らかの追加対応が必要
- 申請書類の削減や様式の改善などに、審査現場からの貴重な声
- 所轄庁によるバラツキを減らすためにも、内閣府等によるサポートが必要(特に地方で認定審査経験が少ない県など)

【今後の課題】

- 今回の調査で踏み込めなかった、より詳細な審査内容や普及・寄付促進等の取組みについても、継続的に全国調査を行う必要あり
- 地方税での寄付税制である「3号・4号指定条例」についても調査を行い、認定NPO法人制度との連携や相関も調べたい
- さらにできれば、認定NPO法人向けの調査も行い、今回の結果との整合性や相違点なども把握したい